

個人情報の保護に関する法律に対する監視状況

個人情報保護に関する法律は、個人情報の保護が著しく拡大したことから、政省は、本法の施行に備えていたが、個人情報の収集・利用・開示の権利を尊重し、個人情報の使用性に配慮して個人の権利保護の保護に万全を期すよう、次に次の趣旨についても規定する法律である。

一 取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利侵害を防ぐための少なきものとして、個人情報取扱事業者から除かれる旨を政令で定めるに当たっては、国民生権の尊重と並んで十分に配慮する。

二 法律によって規定する個人情報の種類、個人情報の開示、個人情報の修正等の権利の範囲の範囲の範囲を明確にする。

三 田舎大臣の議題に当たっては、「個人の田舎、朴野の田舎、農業の田舎の開拓や一社会の榮耀の辻合となつてよ十分に配慮する。

四 田舎社が議題又は議題の田舎に田舎に個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者による義務規定の適用除外しないことを留意する。

五 田舎、朴野、農業、農業、農業、個人情報の保護が求められる個人情報を保護するための個人情報を取扱うの義務を課す。

六 田舎社の運営の運営について交わされた議論等をもとにした個人情報の保護を監視し、個人情報の運営に際しては、その運営の運営の運営について交わされた議論等をもとにした個人情報を保護する。

### 個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることから、政府は、本法の施行に当たっては、表現の自由等の基本的人権を尊重し、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講すべきである。

一、取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれの少ないものとして、個人情報取扱事業者から除かれる者を政令で定めるに当たっては、国民生活への過剰な規制やIT社会の発展の妨げとならないよう十分に配慮すること。

二、利用目的による制限、利用目的の通知、第三者提供の制限、保有個人データに関する事項の公表、開示等に係る義務規定の例外事由の解釈に当たっては、個人の権利利益の適切な保護の観点から十分に配慮する」と。

三、主務大臣の権限行使に当たっては、「表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない」とする本法の規定の趣旨を徹底すること。

四、出版社が報道又は著述の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に係る義務

規則の適用除外となることを認めておる」と。

四、国民（被伝染者・治療等先端的医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を命じ）、金銭・費用、情報通報等、国民からいかゞべんどの個人情報の保護が求められてくる分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を制定し、本法の全般施行時には少なくとも一社の具体的議論を導ること。

六、第三回機関の意識や死者に關する個人情報の保護の在り方等について交わされた論議等これまでの国民における意識を踏まえ、全般施行後三年を通過として、本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

七、国民が苦情窓口を利用して、また丁寧かつ的確な苦情処理を確保するため、認定個人情報保護団体の整備、国民・地方公共団体の窓口の明確化、国民生活センター機能の充実強化とその認定、各窓口の直携体制の整備を図ることとし、国民に対する情報提供、担当職員の教育、研修を推進すること。

八、本法の適正な適用を確保するため、国民生活審議会は、本の施行状況の把握に努め、必要な意見を述べること。

右決議する。